

○内閣府令第十五号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条の二第一項及び第二項、第十条の二第二項、第十条の三第三項第四号及び第五項、第十一条の二、第十一条の四第三項、第十一条の十一第一項、第十一条の十二第二項において準用する第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十五第二項、第十一条の十七第二項第三号及び第四号、第十一条の二十三、第十一条の二十五第三項並びに第十二条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（消費者安全法施行規則の一部改正）

第一条 消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(消費生活相談等の事務の委託を受ける者に関する基準)

第七条 法第八条の二第一項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に委託を受ける事務を実施できるものであつて、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。)又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他都道府県知事が適当と認める者であること。

二 委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保できること。

三 委託を受ける事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を有すること。

四 委託を受ける者が団体(法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるもの)に限る。

次項において同じ。)である場合には、委託を受ける事務を統括管理する者を置くこと。

2 法第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に委託を受ける事務を実施できるものであつて、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他市町村長が適

当と認める者であること。

二 委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保できること。

三 委託を受ける事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を有すること。

四 委託を受ける者が団体である場合には、委託を受ける事務を統括管理する者を置くこと。

第八条を次のように改める。

（消費生活センターの組織及び運営等の基準）

第八条 法第十条の二第二項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 都道府県知事又は市町村長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。

イ 消費生活センターの名称及び住所

ロ 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間

二 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活セン

ターの事務を行うために必要な職員を置くこと。

三 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号。以下「景表法等改正等法」という。）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。

四 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。

五 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

六 消費生活センターは、法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

第八条の次に次の二十八条を加える。

（試験の科目）

第八条の二 法第十条の三第三項第四号に規定する内閣府令で定める科目は、次に掲げるとおりとする。

一 消費生活一般に関する科目

二 消費者のための経済知識に関する科目

（試験の回数等）

第八条の三 法第十条の三第一項に規定する登録試験機関は、毎年一回以上、試験を行わなければならない。
い。

2 試験を実施する日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、消費者庁長官があらかじめ官報で公告する。

（受験手続）

第八条の四 試験を受けようとする者は、消費生活相談員資格試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）に写真（受験申込書の提出の日前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上身像のもので、裏

面に氏名を記載したもの）を添え、これを登録試験機関に提出しなければならない。

- 2 第八条の八第一項の規定により消費生活相談の實務に関する科目につき試験の一部の免除を申請する者は、それぞれ同項各号に該当する者であることを証明する書類を受験申込書に添付しなければならない。

（試験の方法）

第八条の五 試験は、択一式及び正誤式の筆記試験、論文式の筆記試験並びに面接試験により行う。ただし、消費者庁長官が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

（合格証の交付）

第八条の六 登録試験機関は、試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証（以下「合格証」という。）を交付する。

（合格証の再交付の申請）

第八条の七 合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、合格証を交付した登録試験機関に対し、その旨を記載した申請書を提出しなければならない。

2 合格証を汚し、又は損じた者が前項の規定により合格証の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた合格証を同項の申請書に添えなければならない。

3 合格証を失った者で第一項の合格証の再交付を受けたものは、失った合格証を発見したときは、その合格証を速やかに当該合格証を交付した登録試験機関に返納しなければならない。

(試験科目の免除)

第八条の八 登録試験機関は、試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けようとする者の申請により、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部を免除することができる。

一 受験申込書を提出する際現に消費生活相談の事務に従事している者

二 受験申込書を提出する際現に、消費生活相談の事務に従事することが既に決定されている者

三 受験申込書を提出した日から遡って五年間において、消費生活相談の事務に通算して一年以上従事していた者

2 登録試験機関は、試験を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合には、試験を受けよ

うとする者の申請により、消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部を免除することができる。

一 次に掲げるいずれかの資格を有すること。

イ 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門相談員の資格

ロ 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

ハ 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

二 景表法等改正等法附則第三条第二項に規定する講習会の課程を修了したこと。

3 登録試験機関は、第一項又は前項の規定により消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部を免除する場合には、免除する内容を法第十一条の十五第一項に規定する試験業務規程（以下「試験業務規程」という。）において定めなければならない。

（法第十一条の二第一項の規定による情報提供に係る手続等）

第八条の九 法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を求める地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した申出書を消費者庁長官に提出するものとする。

- 一 当該求めをする地方公共団体の名称
- 二 当該求めに関する事務に従事している者の職名及び氏名
- 三 提供を求める情報を取得した年度その他の当該情報を特定するために必要な事項
- 四 提供を求める情報の利用場所及び管理方法
- 五 提供を求める情報の利用目的
- 六 提供を求める情報を利用する期間
- 七 前各号に掲げるもののほか、第八条の十第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他消費者庁長官が必要と認める事項
- 2 消費者庁長官は、前項の規定により提出された申出書に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該申出書を提出した地方公共団体の長（以下次条において「地方公共団体の長」という。）に対して、説明を求め、又は当該申出書の訂正を求めることができる。
- 第八条の十 消費者庁長官は、前条第一項の求めがあつたときは、消費者安全の確保のために必要であると認められる場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるときには、地方公共団

体の長に対し、法第十一条の二第一項に規定する情報を提供することができる。

一 当該情報を、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の法第十一条の三に規定する消費者安全確保地域協議会における必要な取組のためにのみ用いること。

二 当該情報を適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

2 消費者庁長官は、法第十一条の二第一項に規定する情報を提供しようとする場合は、地方公共団体の長に対し、その旨を通知するものとする。

第八条の十一 消費者庁長官は、必要があると認めるときは、法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、当該情報の利用及び管理の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第八条の十二 法第十一条の二第一項の規定により情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報を用いて行った取組が終了したときは、遅滞なく、当該取組の成果の概要その他の当該情報を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を消費者庁長官に提出するものとする。

2 法第十一条の二第二項の規定により情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報の利用が終了したときは、速やかに、当該情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件を廃棄するものとする。

（法第十一条の二第二項の規定により提供する情報）

第八条の十三 法第十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める情報は、国の行政機関が特定商取引に関する法律の規定に違反する行為についての調査により取得した消費生活上特に配慮を要する購入者等の情報のうち、氏名、住所その他消費者庁長官が必要と認めるもの（同法の適正な執行に支障を及ぼさないと認められる場合に限る。）とする。

（法第十一条の二第二項の規定による情報提供に係る手続等）

第八条の十四 第八条の九から第八条の十二までの規定は法第十一条の二第二項の規定による情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八條の十一				
消費者庁長官	法第十一条の二第一項の規定により情報	消費者庁長官		公共団体の長
法第十一条第二項の規定により情報を提供した地方公共団体の長	当該情報		当該情報を提供した地方公共団体の長	

（法第十一条の二第三項の規定による情報提供に係る手続等）

第八條の十五 第八條の九から第八條の十二までの規定は法第十一条の二第三項の規定による情報の提供について準用する。この場合において、これらの規定中「消費者庁長官」とあるのは「国民生活センタ
ーの長」と、第八條の九第一項第七号中「第八條の十第一項各号」とあるのは「第八條の十五において
準用する第八條の十第一項各号」と、第八條の九第二項中「前項」とあるのは「法第八條の十五におい
て準用する前項」と、「次条」とあるのは「同条において準用する次条」と、第八條の十第一項中「前
条第一項」とあるのは「法第八條の十五において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

(協議会の事務等)

第八条の十六 法第十一条の四第三項の内閣府令で定める場合は、消費者安全確保地域協議会の構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があつた場合とする。

(登録の申請等)

第八条の十七 法第十一条の九の規定に基づき登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、消費者庁長官に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 三 法第十一条の十各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- 四 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 五 試験業務の実施方法に関する事項の概要を記載した書類
- 六 試験委員の氏名を記載した書類及び試験委員が法第十一条の十一第一項第二号イからニまでのいずれ

れかに該当する者であることを説明した書類

七 法第十一条の十一第一項第三号に適合することを説明した書類

八 試験業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（登録の更新）

第八条の十八 法第十一条の十二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に、その旨を記載した申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、消費者庁長官に提出しなければならない。

（信頼性の確保のための措置）

第八条の十九 法第十一条の十三第一項の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

二 前号に掲げる文書に記載されたところに従い試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 試験に関する不正行為を防止するための措置を講ずること。

四 終了した試験の問題及び試験の合格基準を公表すること。

五 試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験業務が不公正になるおそれがないように措置を講ずること。

（試験結果の報告）

第八条の二十 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、試験実施年月日、受験申込者数、受験者数及び合格者数を記載した報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、合格者の氏名、生年月日及び住所を記載した合格者の一覧表を添付しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第八条の二十一 登録試験機関は、法第十一条の十四の規定による届出をしようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した届出書を消費者庁長官に提出しなければならない。

（試験業務規程の認可の申請）

第八条の二十二 登録試験機関は、法第十一条の十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、試験業務規程を添えて、消費者庁長官に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、法第十一条の十五第一項後段の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、消費者庁長官に提出しなければならない。

（試験業務規程の記載事項）

第八条の二十三 法第十一条の十五第二項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験業務を行う場所及び試験地に関する事項
- 三 試験業務の実施方法に関する事項
- 四 試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項

七 終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項

八 合格証の交付及び再交付に関する事項

九 不正受験者の処分に関する事項

十 試験業務に関する帳簿及び書類の備付け及び管理に関する事項

十一 その他試験業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第八条の二十四 登録試験機関は、法第十一条の十六の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験業務の内容

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止し、又は廃止しようとする理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第八条の二十五 法第十一条の十七第二項第三号の内閣府令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十一条の十七第二項第四号の内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（試験委員の選任の届出等）

第八条の二十六 登録試験機関は、法第十一条の十八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、選任した試験委員の氏名、担当する試験の科目及び選任した年月日を記載した届出書に、試験委員に選任された者が法第十一条の十一第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者であることを説明

した書類を添えて、消費者庁長官に提出しなければならない。

- 2 登録試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、法第十一条の十八第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を消費者庁長官に提出しなければならない。

（帳簿の記載等）

第八条の二十七 法第十一条の二十三の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施年月日

二 試験地

三 合格者の受験番号、氏名、生年月日及び住所

四 その他試験に関し必要な事項

- 2 法第十一条の二十三の帳簿は、記載した日から試験業務を廃止する日までの間、保存しなければならない。

- 3 登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 試験の受験申込書及び添付書類

二 終了した試験の問題及び答案用紙

(試験業務の引継ぎ)

第八条の二十八 登録試験機関は、法第十一条の二十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験業務を消費者庁長官に引き継ぐこと。

二 試験業務に関する帳簿及び書類を消費者庁長官に引き継ぐこと。

三 その他消費者庁長官が必要と認める事項

(公示)

第八条の二十九 消費者庁長官は、法第十一条の二十六の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十条の三第一項の登録をしたとき。

一 登録試験機関の名称及び住所

二 試験業務の内容

	三 試験業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
二 法第十一条の十四の規定による届出があったとき。	一 登録試験機関の名称及び住所 二 変更する事項 三 変更する年月日
三 法第十一条の十六の許可をしたとき。	一 登録試験機関の名称及び住所 二 休止し、又は廃止する試験業務の範囲 三 試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 試験業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間
四 法第十一条の二十二の規定により登録を取り消し、又は試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録試験機関の名称及び住所 二 登録を取り消し、又は試験業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 試験業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた試験業務の範囲及びその期間

五 法第十一条の二十五第二項の規定により消費者庁長官が試験業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一 試験業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二 自ら行うものとする試験業務の範囲及びその期間
六 法第十一条の二十五第二項の規定により消費者庁長官が自ら行っていた試験業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一 試験業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二 行わないものとする試験業務の範囲

第九条第六項中「全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであつて、国民生活センターが管理運営するものをいう。）又は」を削り、同項を第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 法第十二条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

三 前二号に掲げる者のほか、法第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステム（以下同じ。）に蓄積された消費生活に関する情報を適正に管理するために必要な体制を有するものとして消費者庁長官が指定するもの

7 法第十二条第四項の規定に基づき、国民生活センターの長は、全国消費生活情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する規程を定め、これに基づき運用しなければならない。

（消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二条 消費者安全法の規定に基づく立入調査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則第三項中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改め、同項を第四項とし、本則第二項中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同項を第三項とし、本則第一項中「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、同項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 消費者安全法第十一条の二十四第一項の規定により立ち入る職員の携帯する身分を示す証明書は、別

記様式第一号によるものとする。

別記様式第三号裏面を次のように改め、同様式を別記様式第四号とする。

消 費 者 安 全 法 抜 粋

(報 告 、 立 入 調 査 等)

第 十 一 条 の 二 十 四 (略)

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報 告 、 立 入 調 査 等)

第 四 十 五 条 内 閣 総 理 大 臣 は 、 こ の 法 律 の 施 行 に 必 要 な 限 度 に お い て 、 事 業 者 対 し 、 必 要 な 報 告 を 求 め 、 そ の 職 員 に 、 当 該 事 業 者 の 事 務 所 、 事 業 所 そ の 他 そ の 事 業 を 行 う 場 所 に 立 ち 入 り 、 必 要 な 調 査 若 し く は 質 問 を さ せ 、 又 は 調 査 に 必 要 な 限 度 に お い て 当 該 事 業 者 の 供 給 す る 物 品 を 集 取 さ せ る こ と が で き る 。 た だ し 、 物 品 を 集 取 さ せ る と き は 、 時 価 に よ っ て そ の 対 価 を 支 払 わ な け れ ば な ら な い 。

- 2 第十一條の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第 五 十 四 条 (略)

- 2 第四十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

備 考 大 き さ は 、 日 本 工 業 規 格 B 8 又 は 日 本 工 業 規 格 X6301 「 識 別 カ ー ド ー 物 理 的 特 性 」 の 4.5 I D ー 1 と す る 。

別記様式第二号を別記様式第三号とし、別記様式第一号を別記様式第二号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

(表面)

		第	号
消費者安全法第11条の24第1項の規定により立入調査等をする職員の			
身分証明書			
写 真	押出 スタンプ	官職及び氏名	
		年 月 日生	
		年 月 日交付	
消費者庁長官		印	

(裏面)

消費者安全法抜粋

（報告、立入調査等）

第十一条の二十四 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、日本工業規格 B 8 又は日本工業規格 X6301「識別カード—物理的特性」の 4.5 I D - 1 とする。

附 則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。